

小城市長から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和2年12月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 都市計画の種類及び名称

小城都市計画道路 3・5・3号 本町西小路線

小城都市計画道路 3・5・4号 本町久米線

小城都市計画道路 3・5・5号 甘木本告線

小城都市計画道路 7・6・3号 小城公園本告線

2 縦覧場所

佐賀県県土整備部都市計画課